

糸満市立兼城小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月策定

平成27年2月15日改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（平成25年度改訂）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」より）

※「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察署と連携した対応を取ることが必要である。

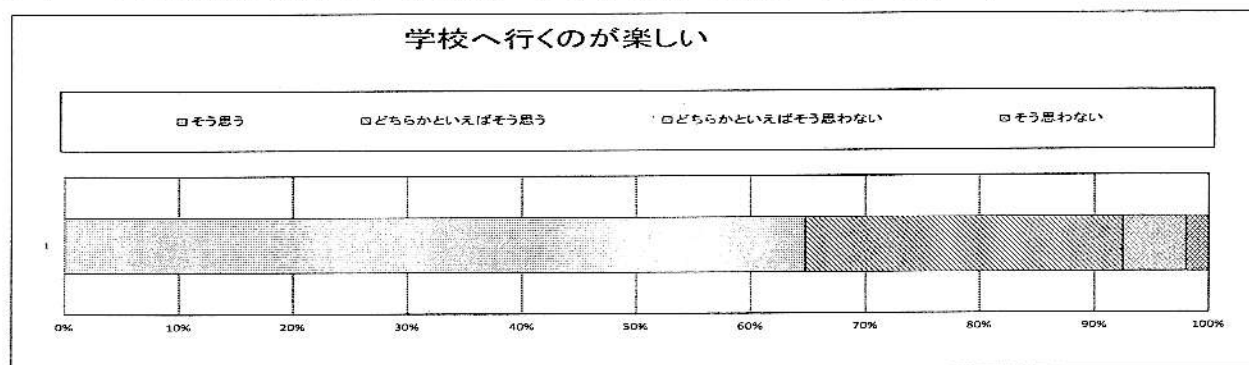
(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

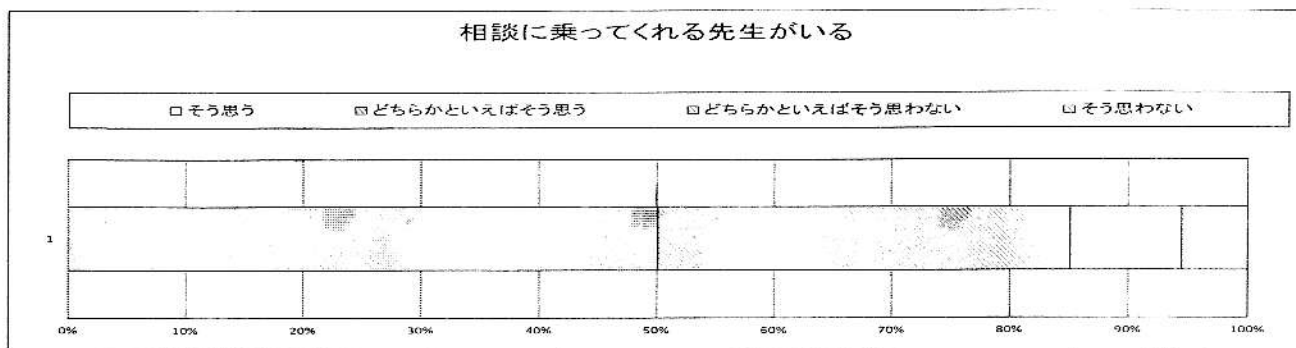
(3) 本校の現状と課題

本校では「思いやりのある（徳） かしこく（知） たくましい子（体）」とし、徳育を学校教育目標の第一番目に掲げている。①相手の立場になって考えることができる子 ②自他のよさを認め助け合う子 ③ルールを守り規範意識がある子を目指す児童像とし学習面や生活面等学校生活において全校体制で取り組んでいる。

1学期に3年生と5年生の児童、2学期に4年生と6年生の児童を対象に学校評価アンケートを実施し児童の学校生活における現状と課題の共通理解を図っている。



※「学校へ行くのが楽しい」ですかの質問では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると約93%の児童が学校を楽しいと答えてる。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせると7%の児童が学校は楽しくないと答えた結果になっている。



※「困ったとき相談に乗ってくれる先生がいますか」では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると約85%の児童が「いる」と答えている。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」あわせると約15%の児童が「いない」と答えている。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて関係職員が加わる。

(2) 定期的ないじめ対策委員会の開催

月に一度、委員会でいじめを訴えてきた児童や配慮を要する児童等について、情報交換し、いじめの有無について確認するとともに今後の対応について確認する（いじめ対策委員会は、運営委員会とセットで行う）

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、QU 検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 「いじめに関するアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 相談員や支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- 教育相談週間の設定

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、民生委員、市児童家庭課、教育相談委員、児童相談所や中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 教育相談週間の実施

6月と10月に教育相談週間を設定し、児童理解に努める。

児童の悩み等を把握し、今後の生徒指導の充実を図る。

(3) 「いじめに関するアンケート」の実施

人権アンケート（毎月）、教育相談アンケート（年2回）を実施し、アンケートをもとに一人一人の児童と直接話をして思いをくみ取る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、事実の有無を確認し速やかに管理職に連絡するとともにいじめ対策委員会を開き、対応を検討する。

- (2) いじめの事実が確認された場合は、教育委員会に広告する。

- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6、いじめへの対処（いじめ事案への対応フロー図①参照）

いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- (1) 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携するようにする。

- (2) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくようにする。

- (3) 学校における組織的な対応を可能とする体制を整備するようにする。

7 重大事態への対処（いじめ事案への対応フロー図②参照）

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、調査の主体を確かめる。
- 教育委員会と協議の上、外部人材を含めた当該事案に対処する組織を設置する。（外部人材については、教育委員会と調整する）
- 調査主体が学校の場合は、上記組織を中心として、関係機関と連携をとり、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。

8 校内研修の充実

いじめ防止法 18 条の規定により、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等の対策に関する職員の資質向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。研修内容は以下の通りである。

- (1) いじめ防止対策推進法の活用
- (2) 本校「いじめ防止基本方針」の活用
- (3) 「いじめに備える基礎知識」（国立教育政策研究所）の活用
- (4) 各種研修資料の伝達・活用

9 検証と評価

いじめ防止法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適切に評価を行うようにする。評価は、教職員の学校評価の項目を選定し評価する。評価する項目・内容は以下の通りである。

(1) いじめの防止及びいじめの早期発見の取組状況

在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並び当該学校の職員がいじめにかかわる相談を行う体制づくり。

(2) いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と教育委員会への報告、いじめを受けた児童の保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況。

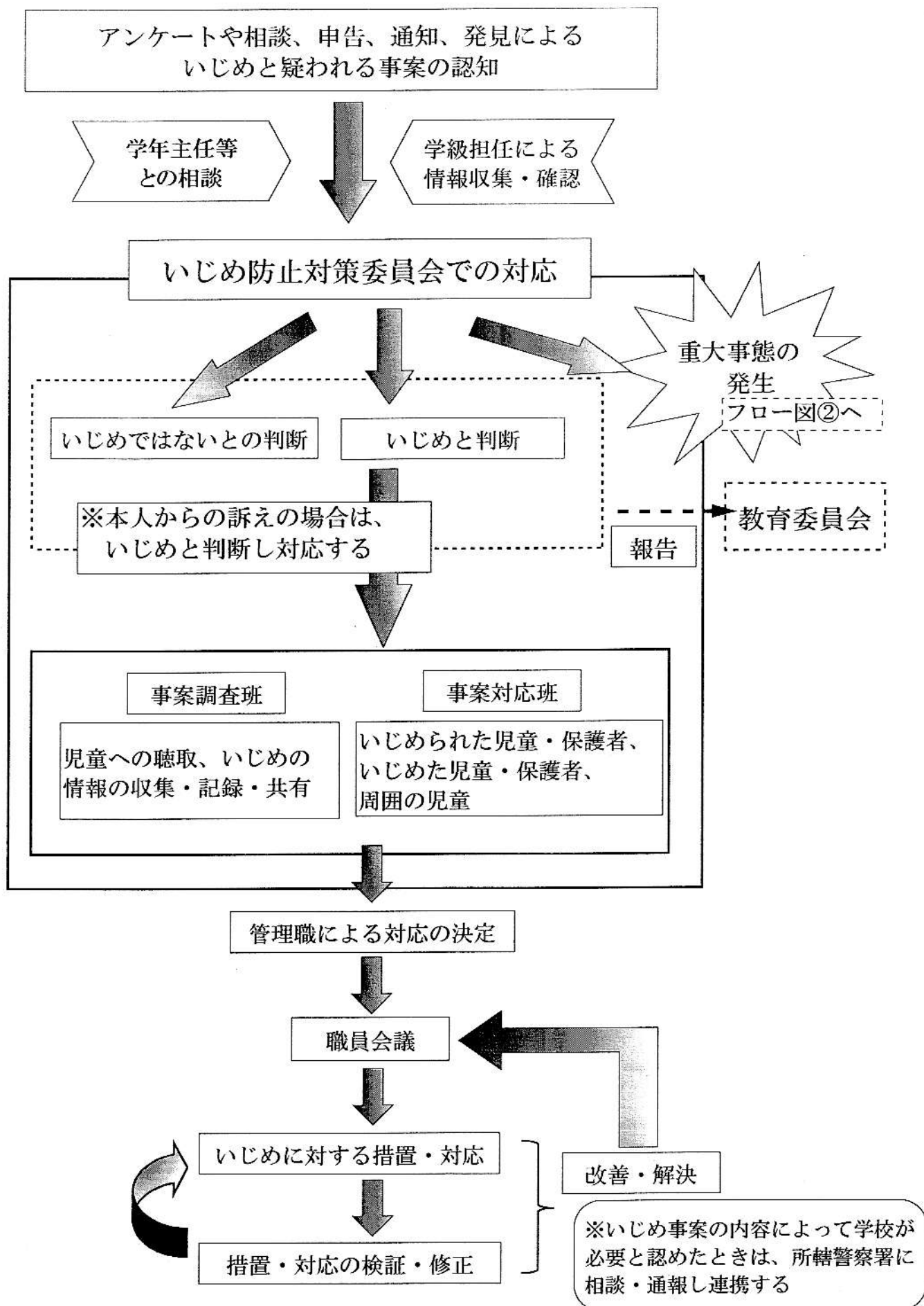
(3) 組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止委員会、教職員の協力・指導体制の状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況。

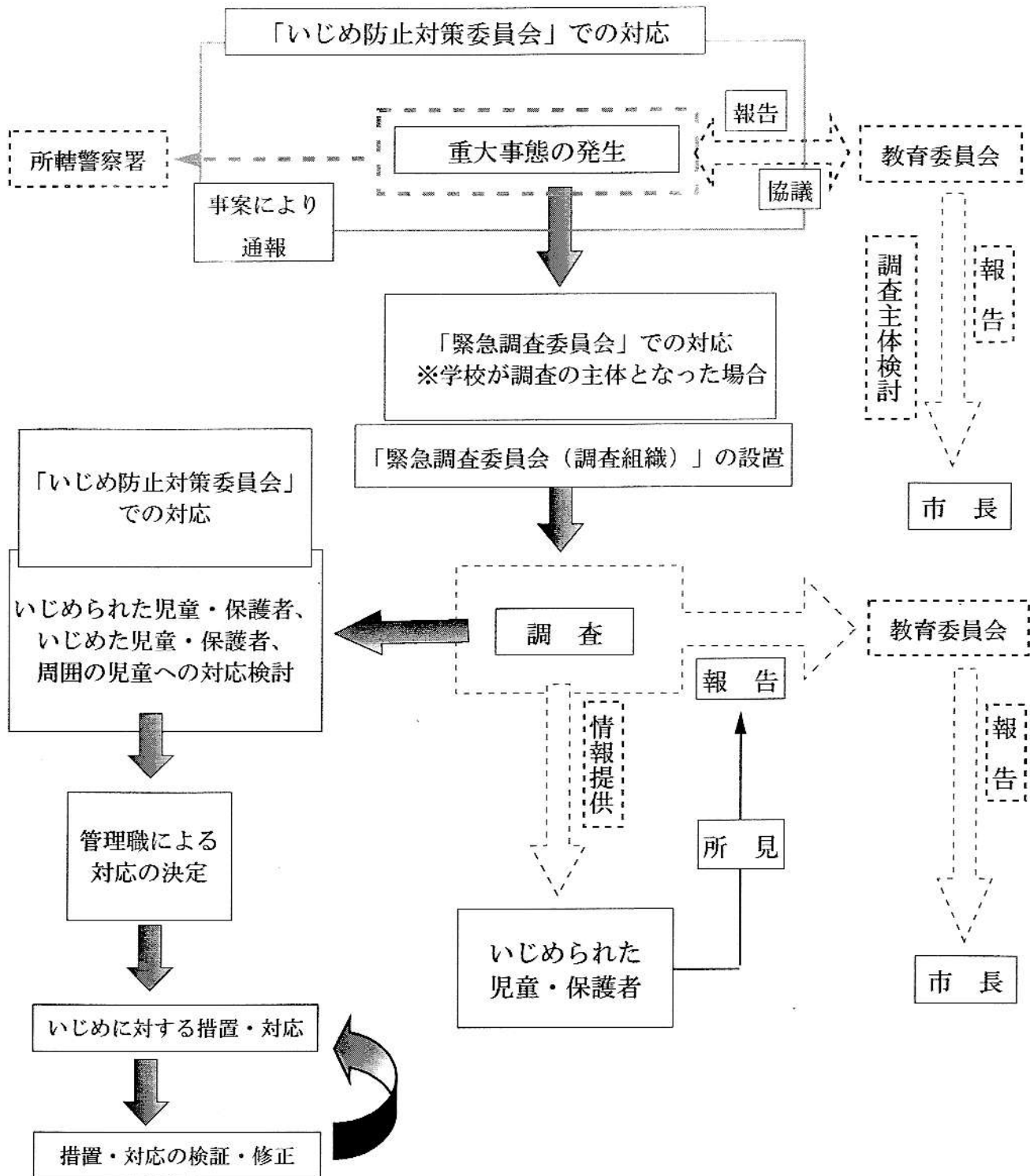
いじめ防止対策年間指導計画

月	指導等の内容		
	教師の活動	児童の活動	保護者の活動
4月	○本校いじめ防止基本方針の共通理解【職員会議】 ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】	○いじめ対策についての説明【学級PTA】
5月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり【春の遠足】	
6月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】 ○QU検査実施	○教育相談週間 ○行事を通じた人間関係づくり【運動会】	
7月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】		○保護者との情報交換【学級保護者会】
夏休み	○いじめ防止の校内研修 法律、本校方針の確認 各種資料の活用		
9月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行・宿泊学習】	
10月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】	○教育相談週間 ○行事を通じた人間関係づくり【社会見学】	
11月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】	○行事を通じた人間関係づくり【学習発表会】	
12月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】		○保護者との情報交換【学級保護者会】
1月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】		
2月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】 ○本校いじめ防止基本方針の見直し		
3月	○人権アンケート ○児童に対する情報交換【いじめ防止対策委員会】		

いじめ事案への対応フロー図①



いじめ事案への対応フロー図②



※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

「いじめの防止」等の対策のための組織

糸満市立兼城小学校
平成28年4月1日（改正）

第1条（名 称） この会は、糸満市立兼城小学校の児童の健全育成を図るため「いじめ」の未然防止や解決を図るため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2条（目 的） 本委員会は、「いじめ防止基本方針」を策定し、児童（生徒）への「いじめ」についての実態把握、早期発見及び未然の防止に関する取組と具体的事案に対しての対処を実効的に行うことを目的とする。

第3条（事務局） 本委員会の事務局は教頭が務める。

第4条（事 業） 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定・改善に関すること。
- （2） 重大事態に対処し、適切な方法により事実関係を明確にする調査等に関すること。
※「いじめ」「問題行動」等について、学校の要請、保護者の要望、児童生徒の訴えがある場合の事実関係及び原因究明についての調査及び対応に関すること。
- （3） 年間を通した「いじめ」の未然防止に関する取組に関すること。
・アンケート調査 ・教育相談週間 ・人権の日 ・道徳 ・校内研修
・生徒指導委員会 ・チェックリスト ・その他
- （4） 生徒指導・教育相談体制の運営の在り方に関すること。
- （5） 「いじめ」等の調査及び結果に基づく対策及び指導・措置に関すること。
- （6） その他目的を達成するために必要事項に関すること。

第5条（組 織） 本委員会は、次に掲げるもので組織する。

- （1） 校長・教頭
- （2） 教務主任
- （3） 生徒指導主任・教育相談担当・人権教育担当
- （4） 学年主任
- （5） その他（校長が指名する職員）
- （6） 必要に応じて外部専門家等
（スクールカウンセラー・学校評議員・PTA・児童民生員・警察・児童相談所・その他校長が推薦するもの）

第6条（役員等） 本委員会に、次の役員を置き、委員長は校長が務める。

- （1） 委員長 1名
- （2） 副委員長 1名
- （3） 委員長は会務を総括し、委員を代表する。
- （4） 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠席の場合、職務を代行する。

第7条（会議） 本委員会は運営委員会とセットで定期的に行い、必要に応じて臨時に行う。

第8条（その他） この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、全員で協議し、委員長が別に定める。